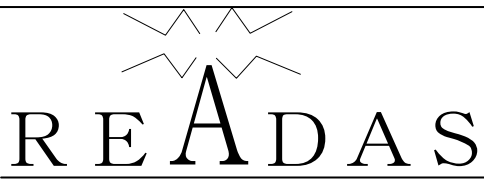


第 5225 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月15日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ デザイン報酬に対する源泉徴収

Q：デザインの報酬を払うときは、所得税の源泉徴収が必要のようですが、デザインとはどのようなものをいうのですか？

A：次のようなものが含まれます。

【解説】

源泉徴収の対象となるデザインには、次のようなものが含まれます。

- ①工業デザイン（自動車、オートバイ、テレビジョン受像機、工作機械、カメラ、家具等のデザイン及び織物に関するデザイン）
- ②クラフトデザイン（茶わん、灰皿、テーブルマットのようないわゆる雑貨のデザイン）
- ③グラフィックデザイン（広告、ポスター、包装紙等のデザイン）
- ④パッケージデザイン（化粧品、薬品、食品等の容器のデザイン）
- ⑤広告デザイン（ネオンサイン、イルミネーション、広告塔等のデザイン）
- ⑥インテリアデザイン（航空機、列車、船舶の客室等の内部装飾、その他の室内装飾）
- ⑦ディスプレイ（ショウウインドー、陳列棚、商品展示会場等の展示装飾）
- ⑧服飾デザイン（衣服、装身具等のデザイン）
- ⑨ゴルフ場、庭園、遊園地等のデザイン

なお、この取扱いは、国内において個人に報酬を支払う場合はもちろんですが、非居住者や外国法人に支払う場合も源泉徴収が必要になる場合がありますので、注意してください。

